

第2回長野県多文化共生推進本部会議 議事録

日時：令和8年3月25日（水）

13時00分から13時30分

場所：県庁 特別会議室

直江県民文化部長

ただいまから、令和7年度第2回長野県多文化共生推進本部会議を開会いたします。

本日の進行を務めさせていただきます、県民文化部長の直江でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、本日付けで本推進本部設置要綱を一部改正し、長野県警察本部長及び10局の地域振興局長に新たに本部員として加わっていただくことといたしました。

本日御出席いただいておりますので、御報告申し上げます。

なお、会議の終了時刻は13時30分を予定しております。円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、はじめに本部長の阿部知事から御挨拶をお願いいたします。

阿部知事

それでは、第2回長野県多文化共生推進本部会議の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今回から県警察本部長、また地域振興局長の皆様にも本部員として御参加いただくこととなりました。御参加に感謝申し上げます。

県として様々な課題に向き合っている中で、多文化共生や外国人政策をどのように進めていくかは、これまでの延長線上だけでは考えられない、新たに重要なテーマであると認識しています。

政府においても、1月に「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が改定されました。我が国の法令やルールの下で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、ともに繁栄する社会の実現を目指すという大きな方向性が示されたところです。

長野県に暮らす外国人の皆様には、以前から定住されている方がいる一方で、人口の社会増減の動向を見ても、近年、多くの外国人の皆様が県内で暮らすようになっていきます。身分に基づく在留資格を持つ方もいれば、働くために来県されている方も多く、こうした状況を踏まえ、外国人の皆様にとっても、日本人県民にとっても、より良い社会をどう築いていくかが大きな課題であると考えています。

外国人政策を議論するに当たっては、正確かつ客観的なデータを踏まえた冷静な議論が必要です。各部局においても、これまでも様々な取組や施策を進めてきていただいておりますが、さらに現状把握の解像度を高め、政策づくりにつなげていただきたいと思います。

また、外国人政策と一口に言っても、外国人の皆様にとって暮らしやすい長野県をどうつくるかという観点がある一方で、外国人が増えることに不安を抱く日本人県民がいることも事実です。そうした皆様の懸念にも、正確な情報提供を含め、しっかり向き合っていく必要があります。

加えて、これからの地域社会をどのようにつくっていくのかという視点も重要です。政策を進めるに

当たっては、様々な立場の皆様の声に真摯に耳を傾けることが必要であり、本日報告のある県民意識調査の結果についても、日本人、外国人双方の思いをしっかりと受け止めながら、取組を進めていくことが求められます。

この課題はあらゆる分野に関わるものであり、県民文化部が事務局・取りまとめ役を担っていますが、各部局長、地域振興局長の皆様にも、それぞれの立場から「外国人との共生」を自分ごととして捉え、どのような対応が必要かを真摯に考える契機としていただきたいと思います。

国の総合的対応策や、全国知事会の共同宣言、提言等についても十分に踏まえ、国がどのような方向性で進めようとしているのか、また知事会としてどのような共通認識を持っているのかも念頭に置きながら、取り組んでいただきたいと思います。

最終的には、日本人も外国人も、私たちにとっては同じ県民です。全ての県民の皆様が安心して暮らし、活躍できる長野県づくりのため、力を合わせて取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

直江県民文化部長

それでは、議事1「多文化共生と県民意識調査の結果速報」について、原多文化共生担当課長から説明をお願いします。

原多文化共生担当課長

それでは、私から「多文化共生と県民意識調査の結果」について説明いたします。資料1の2ページを御覧ください。

今回の調査は、多文化共生や外国人受入れに対する県民意識を把握し、施策検討の基礎資料として活用することを目的に実施したものです。調査は本年1月から2月にかけてウェブ形式で実施し、日本人と外国人の双方を対象に行いました。回答者数は、日本人2,000人、外国人1,094人でした。

なお、調査の実施に当たっては、昨年10月に開催した長野県外国人政策検討懇談会において報告を行い、構成員の皆様からの御意見も踏まえて設問を設定しました。本日は単純集計の結果を速報として報告するものであり、今後、クロス集計等による分析を行った上で、最終結果として取りまとめてまいります。

続いて、3ページを御覧ください。日本人対象調査の要旨です。

まず、外国人との関わりの程度については、「関わりは全くない」又は「ほとんどない」と回答した方が8割を超えています。

次に、外国人の受入れを進める必要性については、「必要がある」又は「どちらかといえば必要」が約40%である一方、「必要はない」又は「どちらかといえば必要はない」が約35%となっており、意見が分かれる結果となっています。

また、必要があると考える理由については、「労働力不足の解消につながるから」が約68%で最多でした。一方、必要はないと考える理由については、「治安が悪化するから」が約61%で最多となっています。

続いて、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく」という多文化共生の推進の必要性については、「必

要」又は「どちらかといえば必要」との回答が約 53%となっています。

また、外国人との共生に関する考え方では、「外国人には日本の生活習慣やルールを学んでほしい」と考える方が約 9 割で最多となっています。

さらに、行政に望む施策としては、「日本の生活習慣やマナーを学ぶ機会の提供」が約 56%で最多であり、次いで「日本語学習の機会の提供」が約 42%となっています。

以上から明らかになったポイントは三つあります。

1 点目は、8 割以上の日本人県民が、日常生活において外国人との関わりがほとんどないことです。

2 点目は、外国人の受入れの必要性については意見が分かれる一方で、多文化共生の推進については過半数が必要と考えていることです。

3 点目は、外国人との共生に当たって、日本の生活習慣やルールの習得を望む声が約 9 割に上り、行政に求める施策としても同趣旨のものが最多となっていることから、日本人県民は、外国人に日本の生活習慣やルールを守ってもらうことを強く望んでいると考えられることです。

続いて、4 ページを御覧ください。外国人対象調査結果の要旨です。

まず、日本人との関わり程度では、「よく関わる」又は「あいさつ程度の関わりがある」との回答が約 75%となっています。

次に、今後の居住の見通しについては、「日本でずっと暮らしたい」との回答が約 40%、「今の居住地でずっと暮らしたい」が約 29%となっています。

続いて、暮らしの満足度では、「満足」又は「どちらかといえば満足」が約 94%となっています。満足の理由としては、「治安が良い」が約 52%で最多でした。一方、不満の理由としては、「給料が低い」が約 40%で最多となっています。

また、困っていることについては、「日本語でのコミュニケーション」が約 56%で最多であり、次いで「特に困っていない」が 25%となっています。

行政への要望としては、「日本語学習の機会の提供」が約 40%で最多であり、次いで「外国人への差別・ハラスメント防止」が約 29%となっています。

これらのことから明らかになったポイントは四つあります。

1 点目は、日本人との関わりがあると答えた外国人の割合は 75%であり、外国人と関わりがあると答えた日本人の割合約 19%と比較すると、約 4 倍となっていることです。

2 点目は、約 4 割の方が今後も日本でずっと暮らしたいと考えている一方で、今の居住地以外で暮らしたいと考えている方も約 1 割いることです。

3 点目は、現在の居住地での暮らしに満足している方が 9 割を超えており、その理由として、治安の良さや人の優しさが要因となっていることです。

4 点目は、困りごととして日本語やコミュニケーションに関するものが最多であり、行政への要望としても、日本語学習や多言語での情報発信に関するものが高いため、外国人県民はこれらの施策の推進を強く望んでいると考えられることです。

なお、本資料の 8 ページ以降に、今回実施した全ての調査結果を掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。説明は以上です。

直江県民文化部長

それでは、引き続き、景気動向調査付帯調査の結果について、中嶋労働雇用課長から説明をお願いします。

中嶋労働雇用課長

では、引き続き、資料 1 の 5 ページをお願いいたします。

産業労働部が実施しております景気動向調査の付帯調査として、県内企業における外国人雇用の実態や課題を把握するため調査を行った結果です。調査数、回答数、回答企業の属性につきましては、記載のとおりです。

調査結果については、3 のサマリーを御覧ください。ポイントを申し上げます。

1 点目は、県内企業では、今後、地域で働く外国人は増加していくと見込んでいるものの、3 割の企業が現状維持を希望しているという結果であったことです。

2 点目は、外国人を雇用した経験のある企業の状況や課題について、採用面での満足度は比較的高い一方で、育成面や制度面については満足度が低く、入管手続やコミュニケーションといった実務的なハードルがあることがうかがえることです。

また、外国人労働者側から見ますと、長野県を選んでいる理由として、「希望する仕事」や「収入」を挙げる割合が半数程度ある一方、都会と比較した生活費の低さや豊かな自然環境といった生活面から選択している人も一定数いることが分かりました。

3 点目は、外国人材の雇用経験のない企業の今後の意向について、半数の企業で、社内体制の不足という現実的な壁と、意思疎通への不安という心理的な壁がブレーキとなり、消極的な姿勢がうかがえることです。

一方で、一部の企業では、まだ雇用には至っていないものの、人手不足への対応にとどまらず、事業成長に向けた専門人材の獲得という前向きな目的で、外国人材の雇用に意欲的な姿勢も見られました。

次の 6 ページには、今申し上げた内容の詳細やグラフを掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、6 ページの各数値の横に括弧書きで記載している別の数値は、日本政策金融公庫が全国の企業向けに実施した調査結果であり、同じ項目を県内企業に対しても質問し、比較できるようにしているものです。

説明は以上です。

直江県民文化部長

続きまして、議事 2 「令和 8 年度多文化共生・外国人材受入れの取組」に移ります。

まず、基本的な考え方、重点的に取り組む事項及び多文化共生ワーキンググループの主な取組について、私から説明いたします。資料 2 をお願いいたします。

令和 8 年度の県の多文化共生及び外国人材受入れの取組について説明いたします。

はじめに、基本的な考え方です。本年 1 月に改定された政府の「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」では、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、ともに繁栄する社会の実現が明確な方向性として示されております。

県としても、こうした国の方針を踏まえ、多文化共生の推進と県民の安全・安心の確保の両面から、

データやファクトに基づき、冷静に議論を重ねながら、調和の取れた外国人政策の推進を目指してまいりたいと考えております。

各所属におかれましては、先ほど報告がありました多文化共生と県民意識調査などの結果を踏まえ、施策の立案・推進に努めていただくこと、また、各所属が保有する外国人関係データの整理・活用を進めることに取り組んでいただきたいと考えております。

続いて、令和8年度に重点的に取り組む事項について、3点御説明いたします。

1点目は、外国人県民が日本語、文化、生活習慣、ルール等を学ぶ機会の拡充です。

県民意識調査の結果では、行政に望む施策として、日本人からは「日本の生活習慣やマナーを学ぶ機会の提供」、外国人からは「日本語を学ぶ機会の提供」がそれぞれ最多であったことを踏まえたものです。

具体的には、県が実施するオンライン日本語教室において、生活習慣やルール等を深める内容を充実させてまいります。あわせて、市町村や企業等が実施する、日本語や文化、生活習慣、ルール等を学ぶ場づくりに関するパイロット事業を支援するとともに、関係者との意見交換を通じて、効果的な取組を検討してまいります。

2点目は、外国人材の適正な受入れと定着の支援です。

受入れ前の段階では、関係機関との意見交換や、適正な受入れに向けた企業の理解促進を図るほか、受入れ段階では、相談・マッチングを通じた初めの一步の支援に加え、日本語教育の支援により定着を促進してまいります。

また、特に介護分野においては、事業者の理解促進から、外国人材の技術向上、住居・生活支援までをパッケージで実施してまいります。

3点目は、インクルーシブな教育の推進です。

小学校1年生における25人規模学級制の実現、そのメリットを生かした指導法や、外国人児童生徒等が安心して学べる日本語初期指導の在り方について研究してまいります。

以上が、令和8年度における主な取組です。

続いて、2ページをお願いいたします。

ワーキンググループごとの主な取組について説明いたします。

まず、多文化共生ワーキンググループの取組です。

1点目は、外国人政策の推進です。

有識者等による外国人政策検討懇談会において、今回の県民意識調査等の結果を踏まえ、外国人政策の方向性について議論を進めてまいります。

2点目は、日本語や文化、生活習慣、ルール等を学ぶ機会の充実です。

先ほど申し上げた取組のほか、県内各地における地域日本語教室の体制づくりを進め、日本語学習のほか、生活習慣やルール等を学ぶことができる環境づくりに努めてまいります。

3点目は、生活者支援等の充実です。

多文化共生相談センターによる多言語での相談対応をはじめ、災害時の外国人支援体制の整備、医療・福祉分野における通訳支援など、外国人県民が安心して生活できるための取組を進めてまいります。

す。

4 点目は、情報発信や相互理解の促進です。

県公式ホームページに対話型 AI チャットボットを導入し、多言語で情報提供するほか、多文化共生の理解促進のためのワークショップの開催により、相互理解の促進を図ってまいります。

また、ただいま説明したもの以外については、資料 3 に、長野県多文化共生推進指針 2020 に基づく施策の進捗状況を一覧としてまとめております。説明は省略いたしますが、こうした取組が全庁で行われているところです。

以上が、多文化共生ワーキンググループにおける令和 8 年度の主な取組です。

直江県民文化部長

それでは続いて、外国人材受入れ等の取組について、ワーキンググループの取組を山田参事から説明をお願いします。

山田参事

それでは、引き続き資料 2 の 3 ページをお願いいたします。外国人材受入れワーキンググループの主な取組について説明いたします。

まず、現状と県内企業の課題です。

現状として、県内の外国人労働者数及び事業所数は年々増加しており、昨年 10 月末現在で、外国人労働者数は 3 万人、事業所数は 5,000 事業所を上回っております。

こうした中、県内企業の課題としては、先ほどの付帯調査の結果から、外国人材の雇用経験のない企業においては受入れ体制が整っていないこと、また、雇用経験の有無にかかわらず、日本語でのコミュニケーションが共通の課題となっていると考えております。

これらを踏まえ、来年度の主な取組については、資料下段に「産業分野を横断する取組」と「産業分野に応じた取組」の二つに分けて整理しております。

はじめに、横断的な取組として、企業の受入れに向けた相談支援やマッチング支援を引き続き実施するとともに、受入れ後を見据えた社内環境整備につながるよう、定着に向けたキャリアパスの構築を含め、企業の意識醸成に係る取組を充実してまいります。

また、企業における日本語教育への支援として、これまで実施してきた日本語講座の提供に加え、技能検定に必要な日本語教育への支援を新たに実施し、外国人材の定着と活躍を後押ししてまいります。

次に、右側の分野別の取組です。分野ごとの主な取組は記載のとおりですが、それぞれの分野の特性に応じた企業の理解促進に取り組んでまいります。

また、特に介護分野については、引き続き、訪日前の研修から受入れ後の技術向上、住居等の生活支援まで、事業者を一体的に支援する取組を充実してまいります。

以上です。

直江県民文化部長

続いて、外国人児童生徒等ワーキンググループの主な取組について、武田教育長から説明をお願いします。

武田教育長

よろしくお願いいたします。

現状ですが、現在、学校では外国人児童生徒を日本語指導教室等に取り出して指導しているところですが、今後、外国人児童生徒が増えていく中では、そのような取組だけでは十分ではないと考えております。

外国人の子どもも日本人の子どもも、共に学ぶことができるインクルーシブな教育をつくっていく必要があると考えております。

そのため、令和8年度取組の一つ目として、インクルーシブな教育を推進するため、来年度、小学校1年生において25人規模学級を実現することから、これまで分けて教育することに慣れてきた教員の意識改革にもつなげながら、実践を積み重ねてまいりたいと考えております。

一方で、日本にきたばかりの子どもたちがすぐに通常の教室に入ることは難しい面もあることから、初期指導を行う教室を設置してまいりたいと考えております。

この教室については、学びの多様化学校に併設する形がよいのではないかと考えており、ウェルビーイング実践校に指定した伊那市において研究開発を進め、できるだけ早い時期に設計できるよう取り組んでまいります。

そのほか、現在の課題への対応として、キャラバン隊を編成し、課題や困難を抱えている学校や教員への支援を行ってまいります。

また、教員向けの研修については、先ほど申し上げたインクルーシブな教育環境づくりに関する研究に加え、外国人児童生徒への指導力を高めるための研修を拡充して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

直江県民文化部長

これまでの説明内容を踏まえ、本部員の皆様から御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

阿部警察本部長

今回から参加させていただきますので、この機会に、警察としての本テーマに対する基本的な考え方について申し上げます。

今後、県内に在留する外国人は増加していくものと考えられますが、言葉や生活習慣等の相違から、日本人住民との間で日常生活上のトラブルが発生したり、我が国の社会に適応できないことなどを理由に、犯罪に関与し、あるいは犯罪に巻き込まれてしまうことも懸念されます。

県警察としては、関係機関とも連携しながら、防犯対策や交通安全対策等の各種活動を実施することにより、日本社会におけるルールに対する外国人の理解を深め、外国人が犯罪に巻き込まれたり、犯罪に関与したりすることがないよう、また、外国人コミュニティ等が犯罪組織に悪用されることがないよう、取り組んでまいりたいと考えております。

もとより、刑事事件として取り上げるべき違法行為等があれば、所要の捜査を行い、法と証拠に基づいて厳正に対処することは当然です。例えば、今月に入ってから、須坂警察署において、上高井郡内の公共施設で銅線ケーブル約 550 キログラム、142 万円相当を窃取したとして、カンボジア人の男性 1 名を検挙、逮捕しております。

日本人、外国人を問わず、県警察としては、今後も職務を果たし、県内治安の維持向上に全力を尽くしてまいります。

以上です。

直江県民文化部長

阿部警察本部長、ありがとうございました。

ほかに本部員の皆様、いかがでしょうか。

地域振興局長の皆様、何かございますか。

田中産業政策監

私自身が承知しておくべきことかもしれませんが、経験上、資料 2 の重点的に取り組む事項の 2 点目について確認したいと思います。

「外国人材の適正な受入れと定着の支援」とありますが、この「適正な」とは、規模感のことを指しているのか、それ以外のことを指しているのか、その意味を教えてくださいたいと思います。国でも使われている表現かもしれませんが、理解のため確認させてください。

中嶋労働雇用課長

規模のことではなく、ルールにのっとった受入れという意味で捉えていただければと思います。

直江県民文化部長

時間も予定の時刻に近づいてまいりましたので、知事から御発言があればお願いいたします。

阿部知事

時間も限られておりますので、簡潔に申し上げます。

まず、先ほど、知事会の共同宣言をよく見てほしいという話をしましたが、その点について申し上げます。共同宣言は昨年 11 月に取りまとめたもので、多文化共生の推進、ルールに基づく共生と安心の確保、そして正確かつ積極的な情報発信が重要であるということを示しています。

その上で、国に対しては、しっかり取り組むべきこととして、大きく三つ求めています。

一つ目は、新たな外国人の受入れに関する基本戦略の取りまとめです。現在、多くの外国人の皆様が日本に来ていただいておりますが、国として、どのような考え方で外国人を受け入れていくのが、必ずしも明確ではありません。この点は都道府県レベルでは対応しきれないため、国として受入れの考え方を戦略として明確に示し、国民と共有してほしいという趣旨です。これは、国民の不安を和らげ、誤解に基づく不安をなくす観点からも必要だと考えています。

二つ目は、多文化共生政策実施の根幹となる基本法の制定です。現在、都道府県や市町村が、生活者

あるいは働く人として地域にいる外国人への支援を、それぞれの努力で行っている状況に近いと受け止めています。外国人との共生を進めるためには、国全体として、何を国が担い、何を都道府県が担い、何を市町村が担うのかという全体像を明確にする基本法が必要であるという問題意識です。

三つ目は、司令塔となる組織の設置です。担当大臣が置かれたことは前進ではありますが、都道府県から見ると、なお各省庁で縦割りの対応が残っているように感じています。より総合的に対応してもらいたいということを国に求めていますので、その点は共有しておきたいと思います。

その上で、先ほど説明のあった令和8年度取組について申し上げます。今回、三つのワーキンググループに重点を絞っているのは、まずはこの三つをしっかりと進めることが重要であると考えているためです。担当部局、関連部局においては、着実に取り組んでいただきたいと思います。

まず、多文化共生ワーキンググループについてです。生活者として受け入れ、支援するという観点では、県行政だけで対応できることには限界があると思っています。そのため、市町村としっかり連携するとともに、外国人支援を行っているNPOや、外国人支援サービスを提供している企業など、幅広い主体と連携して取り組んでいただきたいと思います。

また、解像度を上げて現状を把握してほしいという話もしましたが、例えば、海外から来られた方が住宅を借りにくいという課題に対して保証の仕組みを提供している方や、銀行口座を持ちにくい方を支援している方もいます。行政の通常の視点だけでは見えにくい課題もありますので、そうした視点も持って取り組んでもらいたいと思います。

次に、外国人材受入れワーキンググループについてです。先ほどの企業アンケートにも表れていましたが、例えば在留資格認定に係る事務の煩雑さや、手続期間の長期化などが課題となっています。外国人の皆様の声、また受け入れている企業の皆様の声をしっかり受け止める必要があります。入管庁も努力していると思いますが、客観的に見れば人手不足などの課題もあるのではないかと思いますので、改善に向けて取り組んでいくことが必要だと考えます。

最後に、教育のワーキンググループについてです。まず、学校におけるきめ細かな支援をしっかりと行っていただきたいと思います。その上で、私が気になっているのは、未就学の外国人児童への対応です。学校に来ている子どもたちへの対応だけでなく、学校に來ていない子どもたちをどうしていくのかも大きな課題ですので、教育委員会と関係部局が連携し、対応を検討してもらいたいと思います。

私からは以上です。

直江県民文化部長

ありがとうございました。

それでは、本日の会議事項は以上となります。

以上をもちまして、第2回長野県多文化共生推進本部会議を閉会いたします。

本日はありがとうございました。